

社会福祉法人 幸洋福祉会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和3年4月1日から 令和6年3月31日までの3年間

2 内 容：

目標1 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職を対象とした研修等の啓発活動を行う。

【対策】令和3年4月～ 管理職へのアンケート調査
管理職向けの研修資料を作成する
研修を実施する

目標2 職場復帰をしやすくするため、育児休業中の職員に、業務に関する資料や施設の様子等の情報提供を行う。

【対策】令和3年4月～ 情報提供の方法や内容を検討する
希望があった育児休業中の職員に情報提供を行う

目標3 職場復帰をしやすくするため、育児休業復帰直前の教育訓練を行う。

【対策】令和3年4月～ 教育訓練のプログラム内容を検討する
希望があった育児休業中の職員に教育訓練を行う

目標4 ワーク・ライフ・バランスの促進のため、「子ども参観日」を実施する。

【対策】令和3年4月～ 「子ども参観日」の実施内容や実施時期を検討する
「子ども参観日」を実施する

目標5 看護休暇について制度を周知し、取得促進を図る。

【対策】令和3年4月～ 子の看護休暇について職員掲示板に掲示することで
制度を周知し、取得しやすい環境を作る